

第3回宮古市農業委員会
総会議事録

宮古市農業委員会

第3回宮古市農業委員会総会議事録

令和3年7月26日、第3回総会は宮古市役所に招集された。

1. 開会日時 令和3年7月26日(月)午後1時30分
2. 閉会日時 令和3年7月26日(月)午後2時00分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 10名)

1番 高森 昭夫 委員	2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員
4番 山崎 安人 委員	5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員
7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員
10番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席した委員はない。

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一
次 長 中屋 和秀
主 査 藤原 優子

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法の適用外証明願いについて
議案第4号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

お揃いですので、始めます。

現在、委員10名中10名の出席でございます。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第3回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章3番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章3番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りをいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には6番福士委員と7番去石委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は6件で、取得事由は全て相続であり、農業委員会による斡旋の希望はありません。7月分届出合計を読み上げて報告といたします。

4ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長
(報告第2号)

次に、報告第2号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の報告について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査	<p>議案書の5ページをお開き願います。 (議案書の報告第2号を朗読) (議案書を朗読して報告) 3 案件は農地所有適格法人としての要件全てを満たしていると認められます。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終わりました。 報告ではありますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。 どなたかございませんでしょうか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議長 (議案第1号)	<p>次に、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。 それでは、付議番号1番について事務局より説明願います。藤原主査。</p>
藤原主査	<p>議案書の6ページとなります。所在図は1ページでございます。併せて資料のナンバー1をご用意ください。 (議案第1号及び議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 資料ナンバー1でご説明いたします。 7月14日に月当番の古舘委員と地区担当推進委員の畠山推進委員と事務局から私の3名で申請地を確認いたしました。 2の権利移転の理由欄の譲受人は(1)規模拡大です。譲渡人は、39 その他で組合員の減少により財産を処分して組合を解散するためです。 裏面をご覧ください。3番、農地法第3条第2項及び第3項該当の状況欄中(1)移動する権利の種類は、所有権の移転です。(2)移動する農地又は採草放牧地の区分は、農地で自作地となります。(3)農地法第3条第2項該当の有無欄ですが、各号に該当しないため、当該申請地は許可要件のすべてを満たしております。4、5、7番の項目については、該当ありません。この農地は地区民で協同組合を設立し、放牧採草を行っていたものですが、組合員の高齢化や後継者不足から、現在は2名のみ利用となっております。その2名も80代と高齢であることから、財産を処分して解散するために組合員から希望を募ったところ譲受人が購入したいということで今回の申請となったものです。譲受人は現在は牧畜は行っておりませんが、もともとはこの組合の組合員です。買い受けた後は自然放牧による繁殖牛の販売をする予定であり、自分が牧場を引き継ぐことで、現在、採草している組合員に引き続き牧草を販売することも予定しているということでございます。 従いまして6の調査者の意見は、条件なしで許可相当と認められるものです。 地区担当推進委員の畠山委員も、異議がないとのことでした。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>次に、月当番2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。</p>

2番古舘委員 2番古舘です。ただ今事務局からお話しがありましたとおり、現地を確認してまいりました。草地であれば農地ということで間違いのないことなので、そういうことであればいいかと思えます。
よろしくご審議お願いします。

議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
以上で議案第1号の審議を終了いたしました。
これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり決定をいたしました。

議長 (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長 議案書の7ページをご覧ください。
(議案書の議案第2号を朗読)
付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2をご用意願います。
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
資料ナンバー2をご覧ください。
令和3年7月14日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の伊東委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
1の農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内の農地で第3種農地でございます。(2)から(5)までは転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(6)から(8)までは該当ございません。2他法令関連事項欄でございますが(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域内で第1種中高層住居専用地域でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。
以上の調査結果は、転用許可基準を満たしており、3調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の伊東委員は、異議がないということでございます。
説明は以上でございます。

議 長	次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。
2番古舘委員	2番古舘です。今、事務局から説明のありましたとおりですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑ないようですので、付議番号1番の審議を終わります。 以上で、議案第2号の審議を終了いたしました。 これより、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)
議 長 (議案第3号)	全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。 次に、議案第3号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。 付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	議案書の8ページをお開き願います。 (議案書の議案第3号を朗読) 付議番号1番についてご説明いたします。所在図は3ページ、資料のナンバー3をご用意願います。 (議案第3号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー3をご覧願います。 7月14日に月当番の古舘委員、地区担当推進委員の上須賀委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。 調査書の1適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の上須賀委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。
議 長	次に、月当番の2番古舘委員に発言を許します。古舘委員。

- 2 番古舘委員 2 番古舘です。重茂の農地を見てきたのですが、農地の状態は成しておらず、杉が植林された状態で、農地としての復旧は無理ではないかなということですよろしいかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ござひませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑がないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。
以上で議案第 3 号の審議を終了いたしました。
これより、議案第 3 号「農地法の適用外証明願ひについて」を採決いたします。
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。
- (議案第 4 号) 次に、議案第 4 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。
事務局より説明願ひます。藤原主査。
- 藤原主査 議案書の 9 ページをお開きください。
(議案第 4 号及び議案第 4 号付議番号 1 番から 2 番を議案書の朗読により説明)
- 議 長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ござひませんか。
- (「なし」の声あり)
- 議 長 質疑がないようですので、議案第 4 号の審議を終了いたします。
これより、議案第 4 号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員賛成です。よって、議案第 4 号は原案のとおり決定をいたしました。
以上をもちまして、本日予定しました日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第 3 回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後2時00分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員